令和元年 12 月農業委員会総会議事録

令和元年12月26日午後3時00分、令和元年12月農業委員会総会を弘前市消防本部3階大会議室に招集する。

出席委員 25 名

1 番	岩谷　裕子	委員	2 番	成田　忠光	委員	3 番	三上　幸雄	委員
4 番	佐藤　耕一	委員	5 番	白濱　不二男	委員	6 番	成田　繁則	委員
7 番	小林　政貴	委員	9 番	平井　秀樹	委員	10 番	進藤　司	委員
11 番	石岡　千鶴子	委員	12 番	棟方　健	委員	13 番	木村　芳文	委員
14 番	小田桐　明	委員	15 番	奥元　勝義	委員	16 番	髙橋　貴志	委員
17 番	須藤　秀人	委員	18 番	大湯　茂八郎	委員	19 番	伊藤　公正	委員
20 番	兜森　弘義	委員	21 番	小嶋　勇成	委員	22 番	藤田　善明	委員
23 番	前田　優考	委員	24 番	町田　高司	委員	25 番	佐藤　剛郎	委員
26 番	山内　知人	委員						

欠席委員　1 名

8 番　三上　悦治　委員

出席事務局　　9 名

事 務 局 長	菅野　昌子	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農政係長	髙橋　　貢
事務局農地係長	澤田　明人	岩木分室総括主査	浅利　敏江
相馬分室総括主査	藤田　　徹	事務局主査	藤田　智恵子
事務局主事	佐藤　早織		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第 88 号	弘前市農業委員会の委員等の能率給の支給の関する規則の一部改正について
議案第 89 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 90 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 91 号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 92 号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について
議案第 93 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 94 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 95 号	農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 96 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第 97 号	農地・非農地の判断について
報告第 35 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 36 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 37 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開会時刻 15 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ただいまから令和元年 12 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。8 番三上悦治委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。5 番白濱不二男委員、7 番小林政貴委員、9 番平井秀樹委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の藤田智恵子主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 88 号を議題としたします。議案第 88 号は、「弘前市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部改正について」であります。提案理由の説明を事務局に求めます。

事務局次長　議案第 88 号は、「弘前市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部改正について」であります。提案理由は、農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正に伴い、弘前市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則を定めたいので、本会の承認を求めるものであります。お配りしてあります新旧対照表で今回の改正点について説明いたします。下線部が変更する部分になりますが、まず第 2 条関係につきましては、規則関係部分に農地利用最適化交付金事業実施要綱を定義づけるための改正となります。次に、第 3 条関係につきましては、規則関係部分に要綱に基づく農地利用最適化交付金を定義づけるための改正となります。次に、第 4 条関係についてですが、この部分が支給内容に係る改正部分となります。第 1 号につきましては、要綱中の「いわゆる活動実績部分」に係る規定となりますが、これまでの 2 分の 1 の定額分を廃止し、委員の活動時間に応じた額に改正する内容でございます。また、第 2 号及び第 3 号につきましては、要綱中の「いわゆる成果実績部分」に係る規定となりますが、これまでの交付金全体に係る 2 分の 1 の定額分を要綱中の成果実績に応じた交付金に限定する内容に改正するものでございます。なお、成果実績に応じた交付金の 2 分の 1 に相当する額につきましては、これまで同様に委員の活動時間に応じた額となることに変更はありません。最後に、今回の改正につきましては、当初は、今年度からの実施を検討して進めて参りましたが、今年度の実施とした場合、算定対象が 4 月に遡ることから年度途中の変更はせず、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日として来年度からの実施とするものであります。以上であります。

議　　長　それでは議案第 88 号についてご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 88 号は原案のとおり決定することに御異議ござい

議　　長　　ませんか。

（な　し）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 88 号は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 89 号を議題といたします。議案第 89 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 89 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 9,281 ㎡、畑 8 件 24,912 ㎡、合計 10 件 34,193 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 15 件 67,613 ㎡、畑 12 件 103,479 ㎡、合計 27 件 171,092 ㎡ であります。内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。

以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　本日の、総会に提案されている議案について、去る 12 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、成田忠光委員、平井秀樹委員、須藤秀人委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農２件の事情聴取を行いました。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 123 番について申し上げます。申請地は譲受人の母が所有する農地であり、これまでも農作業に従事しておりました。申請地での農作業経験もあり、今後も親の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。15 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 157 番について申し上げます。譲受人は、これまでも知人の農業の手伝いをしておりましたが、現在の職を辞め、専業で農業をやりたいと思い、本申請に至ったと申し述べておりました。一連の農作業経験があり、今後も知人の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。

以上、報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 89 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 89 号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 89 号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 90 号を議題といたします。議案第 90 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 90 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 1,523 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。21 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 11 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから許可基準を満たすものであります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 90 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 90 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 90 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 91 号を議題といたします。議案第 91 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 91 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 230 ㎡、畑 2 件

事務局次長　256 ㎡の合計 3 件 486 ㎡、使用収益権関係が、畑 1 件 217 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。25 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号 25 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外許可事由である「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 26 番及び 27 番は、農地区分が第 3 種農地で、原則許可可能な農地区分です。26 ページをご覧ください。使用収益権関係の受付番号 6 番は、農地区分がその他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替の土地がない場合に限り許可可能となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外許可事由である、「既存施設の 2 分の 1 以内の拡張」であることから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。以上 4 件いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 91 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 91 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 91 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 92 号を議題といたします。議案第 92 号は「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」であります。事務局の説明を求めます。

事務局次長　議案第 92 号は、「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」であります。提案理由は、「農地法関係事務処理要綱」第四の規定に基づき、変更承認申請書の提出のあった農地転用事業計画について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出された件数と面積は、畑 1 件で、変更後の面積が 1,035 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　28 ページをお開きください。議案書にある変更後の申請土地については、先ほど議案第 91 号使用収益権関係受付番号 6 番で、許可相当である旨の意見を決定したところですが、意見決定した土地に隣接し、本年 7 月に転用許可を受けた同じ目的の転用事業が未完了であることから、この事業計画の変更承認が必要となるものであります。調査会で検討した結果、変更前の転用事業の未完了が、事業者の故意又は重大な過失によるものとは認められず、また、変更後の転用事業についても、変更承認後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。以上申し上げたことから、事業計画の変更については、承認相当と考えられました。以上報告いたします。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 92 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 92 号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 92 号は承認相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 93 号を議題といたします。議案第 93 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 93 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 13 件 48,106 ㎡、畑 9 件 53,927.06 ㎡、合計 22 件 102,033.06 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 32 件 125,202 ㎡、畑 9 件 39,456 ㎡、合計 41 件 164,658 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されていることから、すべてについて、要件を満たしておりました。また、所有権関係、受付番号 99 番から受付番号 102 番及び使用収益権関係、受付番号 264 番から受付番号 266 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。37 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 102 番については、あおもり農林業支援センターが実施する農地売買等事業により、譲受人からの買受申出による計画案となります。38 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 254 番から、42 ページ受付番号 266 番については、

調査副委員長　利用権の再設定による農地の貸借であります。43 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 267 番から、49 ページ受付番号 294 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

平井秀樹委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（平井秀樹委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 37 ページ所有権関係、受付番号 102 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 93 号のうち、所有権関係、受付番号 102 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 93 号のうち、所有権関係、受付番号 102 番については、委員会報告のとおり決定いたします。平井委員の着席をお願いします。

（平井秀樹委員着席）

議　　長　それでは、議案第 93 号のうち、所有権関係、受付番号 102 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 93 号のうち、所有権関係、受付番号 102 番を除く　申請については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 93 号のうち、所有権関係、受付番号 102 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 94 号を議題といたします。議案第 94 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 94 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 2 件 4,519 ㎡であります。今回提出されました 2 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項第 2 号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 2 件が整ったものであります。以

事務局次長　上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（なし）

議　　長　それでは、議案第 94 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 94 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 94 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 95 号を議題といたします。議案第 95 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 95 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、 田 26 件 95,445 ㎡、畑 2 件 3,488 ㎡、合計 28 件 98,933 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　今回提出されました 28 件につきましては、先の議案第 93 号で決定されました利用集積計画のうち 43 ページの使用収益権関係、受付番号 267 番以降の 28 件において、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規程に定める決定方法に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 95 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 95 号については、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 95 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第 96 号を議題といたします。議案第 96 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第96号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外の、3件6,766.44㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　長　調査委員長に事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。73ページをお開きください。弘前市農用地指定除外、整理番号1番については、携帯電話無線基地局のアンテナを設置するもので、認定電気通信事業者が中継施設等の敷地に供するための転用であることから、許可不要の案件であります。整理番号2番及び3番は、除外後の農地区分は第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺居住者、事業者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上、報告します。

議　長　それでは、議案第96号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　長　議案第96号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　長　異議ないものと認め、議案96号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。

次に、議案第97号を議題といたします。議案第97号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第97号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第4(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、田22筆37,516㎡、畑177筆624,678.03㎡、合計199筆662,194.03㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。77ページをお開きください。番号1番から185番の土地については、農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められ、83ページ、番号186番から199番の土地については、第4（4）イの「その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場

調査委員長　合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第97号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第97号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第97号は1番から199番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第35号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田10件102,169㎡、畑11件100,339.20㎡、合計21件202,508.20㎡であります。なお、届出理由につきましては、87ページから90ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第35号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第36号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第36号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第8号及び農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が、田1件234㎡、畑1件7.20㎡、合計2件241.20㎡、5条関係が、田2件3,399㎡、畑1件1,401㎡、合計3件4,800㎡であります。なお、届出理由につきましては、93ページ及び94ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第36号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第37号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 37 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、田 12 件 71,809 ㎡、畑 1 件 17,738 ㎡、合計 13 件 89,547 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、97 ページ及び 98 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 37 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 46 分］